

人工腎臓の適正な評価

骨子【IV-6(4)】

第1 基本的な考え方

人工腎臓について、包括化されているエリスロポエチン等の実勢価格が下がっていることを踏まえ、評価を適正化する。また、透析困難者等加算の対象となっている難病（特定疾患）56疾患に加え、法改正に伴い新たに指定した指定難病についても、評価を行う。

第2 具体的な内容

- 人工腎臓について、包括化されているエリスロポエチン等の実勢価格が下がっていることを踏まえ、評価の適正化を行う。

現 行	改定案
【人工腎臓】	【人工腎臓】
1 慢性維持透析を行った場合	1 慢性維持透析を行った場合
イ 4時間未満の場合 2,030点	イ 4時間未満の場合 <u>2,010点</u>
ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,195点	ロ 4時間以上5時間未満の場合 <u>2,175点</u>
ハ 5時間以上の場合 2,330点	ハ 5時間以上の場合 <u>2,310点</u>
2 慢性維持透析濾過（複雑なもの） を行った場合 2,245点	2 慢性維持透析濾過（複雑なもの） を行った場合 <u>2,225点</u>

- 透析困難者等加算について、現在対象となっている難病56疾患について、法改正に伴い新たに指定した指定難病についても、同様に評価を行う。

現 行	改定案
<p data-bbox="331 219 496 253">【人工腎臓】</p> <p data-bbox="316 275 863 423">注3 著しく人工透析が困難な障害者等に対して行った場合は、1日につき 120点を加算する。</p> <p data-bbox="331 506 496 539">[対象患者]</p> <p data-bbox="352 562 863 934">「特定疾患治療研究事業について」(昭和 48年 4月 17日衛発第242号)の別紙の第3に掲げる疾患に罹患している者として都道府県知事から医療受給者証の発行を受けている患者であって介護を要するもの。</p>	<p data-bbox="906 219 1070 253">【人工腎臓】</p> <p data-bbox="890 275 1449 423">注3 著しく人工透析が困難な障害者等に対して行った場合は、1日につき 120点を加算する。</p> <p data-bbox="906 506 1070 539">[対象患者]</p> <p data-bbox="927 562 1449 1563"><u>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条に規定する指定難病（原則同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同法第七条第一項第2号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすことを診断できる場合を含む。）に限る。）又は「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日衛発第242号）に掲げる疾患（当該疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。）に罹患している者として都道府県知事から医療受給者証の発行を受けている患者であって介護を要するもの。（腎疾患により受給者証を発行されているものを除く）</u></p>